

公 告

県営水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型))三ヶ日みかんの里地区の事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により同意を求めるため、関係書類とともにこの旨を公告する。

なお、この計画変更により新たにこの県営土地改良事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又は、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月23日までに浜松市農業委員会に申し出られたい。

令和7年11月12日

静岡県知事 鈴木 康友



- 1 土地改良事業計画変更概要書
- 2 事業費の負担区分及び受益者分担金の負担方法を記載した書面
- 3 変更後の受益地域を記載した書面
- 4 造成施設の管理方法